原子力発第08055号 平成20年 5月30日

愛媛県知事加戸守行殿

四国電力株式会社 取締役社長 常盤百樹

伊方発電所 原子力発電所の配管肉厚管理に対する 追加要求事項に基づく報告書の国への提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業に つきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年11月30日付「原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について(平成19·11·29原院第3号)で経済産業省 原子力安全・保安院長から指示のありました、伊方発電所における配管肉厚管理に対する追加要求事項に基づく評価結果の報告を行いましたので、安全協定第10条4項に基づきご報告いたします。

敬具

# 原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項 に基づく報告について

平成20年5月30日 四国電力株式会社

#### 1. NISA 文書の指示に基づく余寿命の算出について

#### (1) 余寿命再評価の対象部位

平成 19 年 11 月 30 日付け「原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について」 (平成 19・11・29 原院第 3 号)(以下、NISA 文書という)の指示に基づき、「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」(平成 17・02・16 原院第 1 号)において、配管肉厚管理対象として規定している部位のうち、公称肉厚を確定することが困難な部位(曲げ管の曲がり部、エルボ、ティ、レジューサ)であって、平成 19 年 11 月 30 日時点で肉厚測定実績が 1 回のみの部位とした。

### (2) 余寿命再評価の方法

(1) に示す対象部位について NISA 文書の別紙に指示する方法により余寿命を算出した。

#### 2. 余寿命の再評価結果および配管肉厚管理計画

#### (1) 余寿命が5年未満となった部位

1. (2) の方法により余寿命を算出した結果、余寿命が5年未満となった部位数は以下のとおりであった。なお、余寿命は平成20年5月30日時点の値として算出した。

ユニット	余寿命が5年未満となった部位数	
伊方発電所第1号機	0	
伊方発電所第2号機	0	
伊方発電所第3号機	102	

注:平成19年11月30日以降に2回目の測定もしくは配管取替を行った部位は除く。

#### (2)配管肉厚管理計画

(1) に示す余寿命が5年未満となった伊方発電所第3号機の部位については、次回の定期検査で検査を実施する。(添付参照)

これらの部位の検査については、NISA文書の別紙による方法により次回の定期検査とすることで問題ないことを確認した。

なお、余寿命5年以上と算出された部位、平成19年11月30日以降に1回目の測定を実施した部位についても、公称肉厚法等では余寿命が適切に算出されない場合があることを考慮し、検査間隔に最長の限度を設けるなどして適切な検査計画となるよう配慮しているが、他の類似系統で著しい減肉傾向が認められた場合などは、検査実績を踏まえ、早めに検査を計画していく。

また、配管取替計画については、2回目の検査で測定した肉厚値を用いた余寿命評価結果に基づき、必要に応じて計画する。

以上

(添付) 余寿命が5年未満となった部位の検査計画について

## 余寿命が5年未満となった部位の検査計画について

ユニット	系統名称	箇所数	検査計画 <sup>*)</sup>	備考
伊方3号	高圧タービングランド蒸気入口管	9	第11回定検	
	LPAタービングランド蒸気入口管	4	第11回定検	
	主給水管	11	第11回定検	
	第1段MSHドレンタンクドレン管	42	第11回定検	
	タービングランド蒸気管	2	第11回定検	
	湿分分離器ドレンタンクバランス管	14	第11回定検	
	低圧ヒータドレンポンプミニマムフロー管	2	第11回定検	
	スチームコンバータドレン管	2	第11回定検	
	SGBD復水出口管	16	第11回定検	

<sup>\*:</sup>次回の定期検査で検査を実施